



## ■ 保障内容(特約)

特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
がん治療特約	がん治療給付金	対象となる下記①～⑤の治療を受けたとき ①公的医療保険制度対象の手術・放射線治療 ②公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療 ③所定の先進医療、患者申出療養(*1)に該当する抗がん剤治療 ④がん(上皮内がんを含む)を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による治療(②または③に該当する抗がん剤治療を除く) ⑤抗がん剤治療に該当しない所定の先進医療、患者申出療養による療養	月に1回 通算支払回数 無制限	がん治療 給付金額
がん先進医療・ 患者申出療養特約	がん先進医療 給付金	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の先進医療(*1)による療養を受けたとき(*2)	通算2,000万円	技術料と同額
	がん患者申出療養 給付金	がん(上皮内がんを含む)の治療を目的として所定の患者申出療養(*1)による療養を受けたとき(*2)		

(\*1) 所定の先進医療、患者申出療養については、「商品パンフレット」等をご確認ください。

(\*2) 告知の前、または告知の時から各特約の責任開始期の前日まで(主契約の責任開始日からその日を含めて90日以内)にがん(上皮内がんを含む)と診断確定されていた場合、各特約は無効になります。この場合、給付金をお受け取りいただけません。

## ■ 主なお取り扱い

契約年齢	20歳～65歳(満年齢)	保険料払込方法	月払・年払 ※半年払・保険料の前納の取り扱いはありません。
保険期間	3年(*3)	契約者配当金	なし
保険料払込期間	保険期間と同一	解約返戻金	なし

(\*3) 保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。

※特約の中途付加の取り扱いはありません。

※死亡または高度障害状態に該当した場合の保障はありません。

## ■ 更新について

- 本商品の保険期間は3年です。更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一(3年)となります。
- 健康年齢判定日(更新日)における被保険者の実年齢が68歳の場合は更新後の保険期間は2年、69歳の場合は更新後の保険期間は1年です。
- 本商品は保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- 更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に変更して更新します。保険料は被保険者の実年齢にもとづいて計算し、以後の保険料の変更はありません。
- 通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新により保険料は変動します(健康診断結果が良い場合であっても、実年齢が上がることにより、健康年齢が上がり、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなる場合があります)。
- 更新の際の保険料は、更新日時点の保険料率により計算します。
- 健康年齢判定日において、健康診断書等の提出がされなかった等の事情により健康年齢が算定できなかった場合には、健康年齢判定日時点の実年齢に5歳を加えた年齢を健康年齢として、その健康年齢にもとづいて主契約の保険料を計算します。また、更新後に健康診断書等を提出された場合でも、保険料の見直しは行いません。

## ■ ご留意事項

- ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。
- お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

金融機関を募集代理店としてご加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- 本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

**ネオファースト生命保険株式会社**

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー

<Webサイト>

<https://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索